

今治市通学費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の中学校及び高等学校等へ通学定期券を利用して通学する生徒（以下「対象児童」という。）の保護者に対し、通学に要する経費の一部を助成することにより、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることを目的に、今治市通学費助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、今治市補助金交付規則（平成17年規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共交通機関 鉄道、バス及び船をいう。
- (2) 対象児童 市内の中学校及び高等学校等に通学する者であって、本市の住民基本台帳に記載され、本市に居住するものをいう。
- (3) 保護者 事業対象者児童を現に養育監護するものをいう。
- (4) 中学校及び高等学校等 学校教育法に規定する中学校、高等学校及び中等教育学校（定時制及び通信制を含む。）をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、本市の住民基本台帳に記載され、本市に居住する保護者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金を支給しない。

- (1) 市税を滞納している場合
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員等である場合
- (3) 生活保護を受給している場合。ただし、生活保護の受給期間と定期券の有効期間が重なっている期間分に限る。
- (4) 国、県又は市が実施する同種の補助金等を受けている場合。ただし、今治市の島しょ部高校通学に対する補助金を除く。

(助成対象)

第4条 助成対象は、公共交通機関を利用し、市内の自宅から市内の中学校及び高等学校等に通学するための通学定期券購入代金とする。

(助成金の額)

第5条 助成金は、月単位で算定し、1月当たりの助成額は、次の各号に定める額のいずれか少ない方の額を交付額とする。

(1) 定期券の利用期間内にある月ごとの定期券購入代金の2分の1（1円未満の端数は切り捨てる。）

(2) 5千円

2 前項第1号の月ごとの定期券購入代金とは、通学定期券の該当月の利用対象日数を通学定期券の利用期間の全日数で除して得た額に、定期券の購入代金を乗じて得た額とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象児童ごとに今治市通学費助成金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長が別で定める日までに市長に提出しなければならない。

(1) 通学定期券の写し（オンラインで提出している場合を除く。）

(2) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに助成金の交付決定をし、助成金を交付する。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定をする場合において、交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

3 市長は、第1項の審査の結果により、助成金を交付することが不適当と認めたときは、その理由を付して、今治市通学費助成金不交付決定通知書（別記様式第2号）により、速やかに不交付の決定を申請者に通知するものとする。この場合において、第1項の規定により提出された請求書は、その提出がなかったものとみなす。

(学校振興会等に対する手続の特例)

第8条 第3条及び前2条の規定にかかわらず、学校振興会等学校単位の団体で市長が認めたもの（以下「振興会等」という。）があるときは、市長は当該振興会等に対し助成するものとする。この場合において、助成に係る申請、請求その他の手続は、今治市教育振興費補助金交付要綱に定める手続により、同要綱に規定する補助金と併せて支給する。

(助成金の返還)

第9条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けたことが明らかになったときは、当該交付決定を取り消し、既に交付された助成金の全額又は一部を返還させることができる。

(調査等)

第10条 市長は、助成金事業の実施及び審査のために必要があると認めるときは、申請者、請求者、公共交通機関、学校等に対して、調査を行うことができるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行し、同年10月1日以後の利用期間に係る通学定期券について適用する。